



みく に 便 り

暖かい日も多くなり、花粉症にはつらい季節になりつつあります。何か対策はしていますか？この時期はスギ花粉のない北海道へ行きたくようになりますが、現実は今もスギ花粉と一緒に過ごすことになりそうです。

みくには
ハートに愛

2019年3月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



マネージメントと 「文書」の大切さ

◆マネージメント力が問われる傾向

厚生労働省は、平成31年度からの新事業として、企業のマネージメント力を支える人材育成強化プロジェクト事業（仮称）を行うとしています。

具体的には、マネージメント力向上のためのモデルカリキュラムの開発を進め、企業の教育訓練の実施を総合的に支援するセミナー等を行うということです。昨今、セクハラ、パワハラ、情報セキュリティなどに端を発する不祥事が顕在化しており、労働・職場環境の悪化や、生産活動の停止等により、企業の生産性に悪影響を与える場合も生じている現状を踏まえて実施するものです。

◆文書の重要性

マネージメント力向上は、国としても取り組む企業の課題となっていますが、日頃の労務管理方法としては、やはり文書でのやりとりが重要でしょう。

テクノロジーが発達したとはいえ、人間同士の問題に対しては目に見える文書とともに注意・指導等を行うのが、一番「響く」と思われますし、文書を残しておけば、万が一裁判になった場合などにも会社側の主張を立証する証拠ともなります。

◆状況に合わせた見直しが必要

懲戒処分を通知する文書でも、けん責、減給、懲戒処分通知書、諭旨退職、管理不行届きだった管理者への処分など、それぞれ内容も書きぶりも違ってきます。

また、最近の裁判では、例えば問題社員の行動に対して注意・指導書を発しているだけではダメで、面談等による実際的な指導も必要と判断されるようになってきているようです（問題社員と接するのは嫌だという担当者の心情も理解できますが）。さらに、SNSの使用

等に関する注意・警告のための文書など、新しい文書も必要となってきていますので、自社の文書や労務管理の実態が、世の中の状況に対応しているか見直してみる必要があるかもしれません。

◆わかりやすい文書を書くには

また、日常業務に使う文書（年末調整用の書類提出のお願いなど）も、わかりやすさを意識することで、従業員の会社・管理部門に対する印象は随分と変わってきます。役所や国が出した情報の丸写しは、間違いがないかもしれませんが、従業員が理解しにくいようでは、結局きちんと読まれずに、ミスや手戻りにつながってしまいます。伝える文章を書くコツは、「小学生にもわかるように」書くことだそうです。意識して変えてみるとマネージメントの改善にもつながるでしょう。

3月の税務と労務の手続 提出期限

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの>[税務署]
- 個人の県民税および市町村民税の申告[市区町村]
- 個人事業税の申告[税務署]
- 個人事業所税の申告[都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分>[税務署]
- 所得税の確定申告期限[税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出[税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出[税務署]

4月1日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限[税務署]

国民年金第1号被保険者の産前産後期間保険料免除

Q.私は、夫と二人で自営業をしています。現在、妊娠中で5月出産予定です。出産時に国民年金保険料が免除になる制度が始まると聞きましたがどのような制度でしょうか。

A.平成31年4月より、第1号被保険者の方を対象に、産前産後期間の国民年金保険料を免除する制度が始まります。

まず、国民年金の制度について説明します。日本国内に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が義務づけられています。国民年金には職業などにより3つの種別に分かれ、保険料の納め方が異なります。①第1号被保険者は自営業者、農林漁業者、学生、無職の方等が対象で保険料は各自が納付します。②第2号被保険者は、会社員、公務員等厚生年金の適用事業所に勤務する方で、給与から厚生年金保険料を支払うことにより自動的に国民年金にも加入することになります。③第3号被保険者は、第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者の方で、国民年金保険料は配偶者が加入する年金制度が一括負担するため、各自で国民年金保険料を支払う必要はありません。

すでに平成26年より、第2号被保険者の方は産前産後期間について厚生年金保険料を免除する制度があります。今回は、各自で国民年金保険料を納付している第1号被保険者の方を対象に、国民年金保険料の免除制度が始まります。この制度は、出産予定日の前月から4か月間を産前産後期間とし、この間の保険料が免除されます。なお多胎妊娠の場合は出産予定日の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間の保険料が免除されます。

対象となる方は、出産日が平成31年2月1日以降の方です。ただし、法律の施行が平成31年4月のため、2月に出産した場合は4月分の保険料のみが免除されます。あなたの場合は、出産予定日が5月ですので、出産前に申請する場合は予定日前月の4月から7月までの4か月分が免除されます。届出は出産後でも可能ですが、その場合は実際の出産日を基準とし出産日前月から4か月分が免除されます。

出産前の申請は、住所登録をしている市区町村役場へ出産予定日がわかる母子手帳等を持参して行って下さい。出産後の届出の場合は、出産日が市区町村で確認できるため母子手帳等は原則不要です。法律が施行された平成31年4月以降は、予定日の6か月前より申請することができます。すでに、前納制度を利用し保険料を先に支払っている場合、免除申請をすることにより保険料が還付されます。

この産前産後免除期間は、将来年金額を計算する際に保険料を納めた期間として扱われます。自動的に適用されませんので、該当する場合は制度が始まる4月以降忘れずに申請をして下さい。